

2017年7月10日

企業会計基準委員会 御中

ウォンテッドリー株式会社

実務対応報告公開草案第52号

「従業員等に対して権利確定条件付き有償新株予約権を付与する取引に関する取扱い案」  
へのコメント

質問1につき、この提案に同意できない。

**【理由】**

信頼のおける第三者評価機関の公正価値評価に基づいて、公正価値相当額の金銭を対価として受け取って新株予約権を発行する取引であり、公正価値での投資制度であるため、報酬性はないと考える。

そもそも、報酬制度には、株式報酬などで当初設定時より株価が下がった場合に、当初に期待していた資産形成額が減少し、最悪では株価がゼロになる場合に、ゼロとなることはあるが、マイナスとして損失が発生するということはない。

一方、有償新株予約権は、当初に設定した業績条件の未達の場合には、新株予約権の取得に際して投じた投資元本の毀損が発生する投資制度であり、持株会も同様である。

損失が発生する可能性が存在する投資制度である有償新株予約権を、報酬性があると考え本公開草案には同意できない。

以上